

みどりの協定

みどりの協定について

みどりの協定は、練馬区の「みどりを愛し守りはぐくむ条例」で定められており、地域の緑化推進のために、以下の条件に該当する団体の代表者と区が協定を締結し、区域内をみどりでいっぱいにしていくものです。

- 🌱 10戸以上の住宅がまとまっている地域
- 🌱 敷地面積 500 平方メートル以上の集合住宅
- 🌱 敷地面積 1,000 平方メートル以上の工場・事業所

上記を区域として定め、区域内の植栽、生け垣化、屋上緑化等の緑化推進について、区と結ぶ協定です。

みどりの協定の内容

- 🌱 地域の緑化の推進に必要な事項を内容とします。
- 🌱 皆さんがその地域に合った「みどりの年間計画書」を作成します。
- 🌱 区は「みどりの年間計画」に沿って、予算の範囲内で苗木を供給します（年1回）。

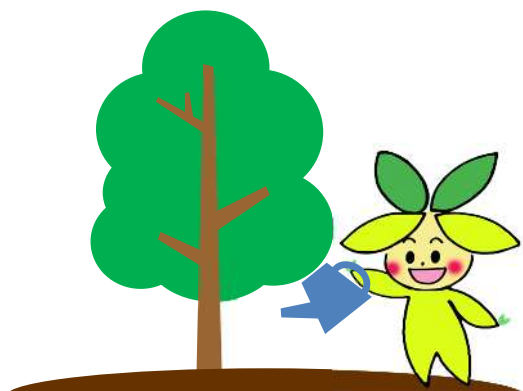
供給した苗木は、地域の皆さんで協力して植え付け、水やりや施肥等の管理を行ってください。（ 植え付け場所は、民有地に限ります。）

対象となる木は、区域内のシンボルツリーや住宅の庭木等です。

区は必要に応じて、緑化のご相談受付や他地域の事例紹介等の情報を提供します。

【供給苗木の例(令和3年度対象)】 年度により変わる場合があります。

- ・サツキ ・シャクナゲ ・カルミア ・キンカン ・ドウダンツツジ
- ・ブルーベリー ・アジサイ ・ミカン ・レモン ・キンモクセイ
- ・コニファー ・ウメ ・アズキ など



苗木配付の様子

みどりの協定締結

- 1 区域内のみどりの構想を話し合ってください。
- 2 みどりの構想実現のための「年間計画」を作ってください。
- 3 計画内容を区と話し合います。予算の関係で変更をお願いする場合があります。
- 4 年間計画を決定します。
- 5 みどりの協定書を協定区域の代表者と区が取り交わして、締結完了です。

第1号様式（第3条関係） みどりの年間計画書	
関係者・地区名	
計画の目的	
計画内容	

みどりの協定締結申請

第1号様式（第3条関係） 緑地みどりの協定締結申請書	
申請者 団体名・地区名 代表者 電話番号	〒
緑地みどりを申し立てる区域（申請1号の指定により、「緑地みどりの協定」を締結したいので、関係書類を添付して下記のとおり申請します。）	
記	
1 協定の目的となる土地の区域	
2 区域内の計画書	
3 添付書類 みどりのさかすか計画書 案件図 緑地区域図 協定締結書 添付	

- ・ 協定締結申請書
- ・ みどりの年間計画書
- ・ 協定区域図
- ・ 名簿（町会・自治会、管理組合等の場合、役員のみでも可能）
町会・自治会、管理組合等の場合は、みどりの協定締結に関する会議が行われた際の議事録等を添付してください。

オンライン申請（LoGo フォーム）はこちらから



みどりの協定締結後...

- 🌱 みどりの年間計画書に基づき、配付苗木の希望調書を提出していただきます。
- 🌱 年度末、完了報告書を提出してください。
- 🌱 植え付け、植栽管理の状況写真の添付・作業日・作業内容等を記入してください。

いずれも、区からご案内させていただきます。

第2号様式（第7条関係） 緑地みどりの協定事業完了報告書	
申請者 団体名・地区名 代表者 電話番号	〒
事業の事業実施について下記のとおり報告いたします。	
記	
1 事業実施 (1) 苗木の配付	
区 画 区 画	区 画 区 画
区 画 区 画	区 画 区 画
区 画 区 画	区 画 区 画
区 画 区 画	区 画 区 画
区 画 区 画	区 画 区 画
(2) 植付管理 植付作業	



練馬みどりの葉っぱい基金キャラクター

ぴいちゃん

〒 176 - 8501

練馬区豊玉北 6 - 12 - 1 区役所本庁舎 18 階

練馬区 環境部 みどり推進課 協働係

03 - 5984 - 2418 (直通)